

2015年5月21日

各 位

会社名 山 喜 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 宮 本 恵 史
(コード番号 3598 東証第2部)
問合せ先 専 務 取 締 役 小 林 淳
(TEL 06-6764-2211)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2015年6月25日開催予定の第63回定時株主総会での承認を前提として監査等委員会設置会社に移行すること及び「定款一部変更の件」を2015年6月25日開催予定の第63回定時株主総会に付議する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事について」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

1) より透明性の高い経営の実現

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指します。

2) 経営の機動性の向上

取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行の迅速化を図ります。

2. 定款の一部変更

1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」が平成27年5月1日に施行されたのに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。併せて、同改正法により、会社法第427条に定める責任限定契約の対象が非業務執行取締役等に拡大されたことにより、所要の変更を行うものであります。また、単元未満株主の権利制限規定の新設、機動的な資本政策および配当政策を図るため剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設するものであります。

2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以 上

(別紙) 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。 第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。 第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条～第7条 (条文省略) (新 設) 第8条～第10条 (条文省略)	第2章 株 式 第6条～第7条 (現行どおり) (<u>单元未満株主の権利</u>) 第8条 <u>当社の株主は、その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</u> <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項に掲げる権利</u> <u>3. 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u>
第3章 株主総会 第11条～第15条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第16条 当社の取締役は10名以内とする。 (新設) (取締役の選任)	第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は10名以内とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。</u>
第17条 当社の取締役は、 <u>株主総会において議決権の行使できることのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任を行う。</u>	(取締役の選任) 第18条 当社の取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>②<u>当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>②補欠または増員で就任した取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>②取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対しその通知を發するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは</u>、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>第20条～第22条 (条文省略)</p>	<p>②<u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③<u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②<u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③<u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④<u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>②取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役に対しその通知を發するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が<u>取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは</u>、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>第21条～第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 24 条 当社の監査役は 5 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 25 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任を行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 26 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(補欠監査役)</p> <p>第 27 条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会におい</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>て補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>②補欠監査役の選任決議の定足数は、第 25 条の規定を準用する。</u></p> <p><u>③第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>④補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集</u>)</p> <p>第 28 条 <u>監査役会</u>の招集は、会日の 3 日前までに各<u>監査役</u>に対しその通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(<u>監査役会の決議</u>)</p> <p>第 29 条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって決する。</p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第 30 条 <u>監査役会</u>は、<u>監査役</u>の中から常勤監査役若干名を選定する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会</u>の運営について、法令または定款に定めのない事項は、<u>監査役会</u>の決議による<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>第 6 章 取締役、<u>監査役</u>および会計監査人の責任免除 (<u>損害賠償責任の一部免除</u>)</p> <p>第 32 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む) および<u>監査役</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集</u>)</p> <p>第 28 条 <u>監査等委員会</u>の招集は、会日の 3 日前までに各<u>監査等委員</u>に対しその通知を発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会の決議</u>)</p> <p>第 29 条 <u>監査等委員会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は<u>議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>第 6 章 取締役および会計監査人の責任免除 (<u>取締役および会計監査人の責任免除</u>)</p> <p>第 32 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当会社に対する損</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役であった者を含む)</u>の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>②当会社は、<u>社外取締役、社外監査役</u>および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。</p>	<p>害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>②当会社は<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任を<u>限定</u>する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p>
<p>第 33 条 (条文省略) (剰余金の配当)</p>	<p>第 33 条 (現行どおり) (剰余金の配当)</p>
<p>第 34 条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>②<u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第 34 条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>②<u>当会社は毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という）を行うことができる。</u></p>
<p>第 35 条 (条文省略) (配当金の除斥期間)</p>	<p>第 35 条 (現行どおり) (配当金の除斥期間)</p>
<p>第 36 条 <u>期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>第 36 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>

以 上